

広報

かいわらち

発行所 河内村役場 業務課広報係 TEL (河内)3番・45番
発行日 昭和42年10月10日 印刷所 竜ヶ崎印刷所

人口と世帯数

人口… 12,511人
男… 5,882人
女… 6,629人
世帯… 2,458戸
(10月1日現在)

号砲一発

金小トップでスタート

今年も運動会のシーズンとなりました。本村の小中学校も、九月十八日の金小を初めに、二十九日には、金中、翌日の二十九日には、河中と、九月中に早くも三校の運動会が開催されました。

又十月には、六日に、長小

八日には、源小、生小と開催され、全校の運動会が終了し



河中の運動会には、日大士浦さんを招待して行なわれた、技術する人は、勿論、見物人を楽しませるような種目が多く見られました。七十才以上のお年寄りの皆

高接吹奏楽部の応援参加もあり、一層盛大となり、お年

寄りの皆さんも楽しい一日を過したこと、思ひます。



ました。

運動会は、年々趣向をこら

し、組立体操や、女子も参加するマラソン競技、最近の参加をあらわす仮装行列と、競

は周期的に変わっていますが、これも一つの規則性で、一日目に雨が降れば、その翌日は低気圧が通りすぎて、天気は回復していきます。

秋の天氣

秋雨が十月なからごろ終わりと移動性高気圧が現われます。これが大陸から日本を通っていくにしたがって、天気は周期的に変わっていますが、これも一つの規則性で、一日目に雨が降れば、その翌日は低気圧が通りすぎて、天気は回復していきます。

そして、その翌日は移動性高気圧がやってきて、すばらしい秋晴れとなる。やがて、この移動性高気圧が東に流れしていくと、また天気は下り坂になり、その翌日あるいは翌々日雨……といったようになります。こうした、周期性をうまくつかんで、生活の中で、準備体制をととのえておけば、計画的な仕事が出来るし、楽しい旅行シーズンを迎い、旅行先で、雨にやられることがなくなり防げるようになります。

1967

10月号

No. 6 4

行政相談週間

十月十六日から二十二日まで一週間は「行政相談週間」です。

この行政相談週間を設けた理由は、各都道府県庁所在地にある行政監察局や各市町村に行政管理官長官委嘱の行政相談委員が、国の行政について皆様との相談に応ずるとい

う「行政相談制度」が從来か

ら設けられていましたが、余

り広く利用されないきらいが

ありますので、この期間内に

全国一齐にいろいろな行事を

催して、皆様の本制度に対する理解を深めていたとき、大

いに利用していただきたいと

よって、より民主的な行政の運営を図ろうとするものです。

されしも日常生活のうえで

「これは困った、役所で何と

かして欲しい」という経験を

もつことがあるかと思いま

す。そんなときに、親身にな

つて相談相手となってくれる

のが、行政相談委員と行政監

察局の役目です。

では、どんなことを相談す

るのは電話や手紙でも結構です

ればよいのかという質問が起

ることと思いますので、例をあ

げてみますと、恩給、年金、

登記、税金、保険、社会福祉

10月16日～22日まで
相談・苦情・意見をどうぞ

環境衛生、農地、公営住宅、郵便、道路、河川、交通、学

校教育、公害、その他各種許

可・また国鉄、電電、専光

公团、公庫、事業團等の業務

など数限りなくあります。

また一方角度をかけてみま

すと、役場の仕事を関連して

皆様にこの相談に応するとい

う「行政相談制度」が從来か

ら設けられていましたが、余

り広く利用されないきらいが

ありますので、この期間内に

全国一齊にいろいろな行事を

催して、皆様の本制度に対する理解を深めていたとき、大

いに利用していただきたいと

よって、より民主的な行政の運営を図ろうとするものです。

されしも日常生活のうえで

「これは困った、役所で何と

かして欲しい」という経験を

もつことがあるかと思いま

す。そんなときに、親身にな

つて相談相手となってくれる

のが、行政相談委員と行政監

察局の役目です。

では、どんなことを相談す

るのは電話や手紙でも結構です

ればよいのかという質問が起

ることと思いますので、例をあ

げてみますと、恩給、年金、

登記、税金、保険、社会福祉

ンボルでござりますよう。

心配ごと相談所開設

河内村社会福祉協議会内に

10月1日から

印は毎月1日～15日（午前9時～12時まで）
その他の日曜日を除く毎日開設しています。

○印は毎月1日～15日（午前9時～12時まで）
その他の日曜日を除く毎日開設しています。

内村社会福祉協議会内に、「心配ごと相談所」を開設して、皆様の心配ごとを一掃するために、次の専門部会を設けて、ご相談に応ずるためになりました。

……どうぞお気軽においで下さい。

村民の皆様の福祉増進の一助として、今回河

内村社会福祉協議会内に、「心配ごと相談所」を開設して、皆様の心配ごとを一掃するために

愛護週間がはじまります。

勉強の秋、読書の秋と、日

の保健を考えなおすよいチヤ

ンスです。そこで、今月は日

の病気について一言……

トランホーム……ベーマイ

ウイルス性で、トランホームに

なったときは医師でないと無

理、又手拭、洗面器などは、

別にすること。

照明不足による悪い姿勢の

勉強、読書……これは済し

も経験のあるもの、スタンド

式で本の頁と額を三十分チ

はなすこと。

ビタミンのA、B、B₂の

欠乏による目の病気は、従合

ビタミン剤をとるもの健康法

ですが、いろんなたべものを

バランスよくたべることでス

ーテレビのみすぎ……

とかくいつ

いテレビをみ

すぎて、目が

つかれがちで

す。こんな時

は、医師又は

薬局で相談し

て目薬をさし

ましよう。

保健と衛生

臨時村議会

一般会計
一億六千十萬八千円

十七分団に新車購入

四議案(補正予算など)可決

特別会計(簡易水道)
二千九十五万円

河内村消防団十七分団に消
防自動車を購入致しました。

九月二十五日臨時村議会が開かれ、一般会計補正予算

など四件の議案が審議され、四議案とも原案どおり可決
されました。主なものをお知らせします。

▽昭和四十二年度河内村
簡易水道事業特別会計

の補正(議案第2号)

水道原水が年々塗分が増し
たため、先頃茨城県衛生研究

所に水質検査を依頼したとこ
ろ、塗素イオンが西部機場で

六〇・九、九一PPm、東部機場で
六八・〇、八三PPm(飲料水とし
ては二〇PPm以上あつては

いけどなし)と判明し、このまま
現在の水を飲むと、動脈硬化
等の最大の原因となり、早急
に解決しなければならない問
題となりその工事代として、

八月十一日の村議会で二千百
七十万円の補正をしました
が、内容に一部変更があり、今
回の村議会で千六十二万三千
円を減額し、いよいよ工事に
とりかかることになりました。

工事の計画書によると、新
利根村角崎に深井戸を掘り、
導水管によって金江津、手栗

河に加圧ポンプをとりつける工
事など約千七百万円をかけ、
二年の維続事業で行います。

▽昭和四十二年度河内村
一般会計の補正

(議案第4号)

村税、臨時地方財政交付金
の地方交付税、国庫、県補助金

の増によって、百八十五万五千
円を追加され、主に次のよう
なものにつかわれます。

職業訓練所、舗設道路の
委託料、長豊橋取付道路の
負担金、危ケ崎二萬、下總高

校建設のための負担金などに
つかわれます。

尚今度の補正によって特別
会計(簡易水道事業)の才入
才出予算の総額は二千九十五
万円、一般会計では一億六千
十万八千円となりました。

特別、一般会計の総額では
一億六千七百五十万円です。



秋の全国
交通安全運動

ことしも、十月二十二日か
ら三十一日まで、秋の全国交

通安全運動が行なわれます。

今年一月から七月末までの事
故をみますと、死亡者は、多
少減っていますが、負傷者

は、逆に増えています。

そこで、今年の秋の運動は
交通事故防止の徹底、とくに

歩行者の交通事故の絶滅を目
標として次のようなことがあ
げられております。

まず、歩行者の正しい横断
の励行および横断歩道の保
護の徹底、通学道路や踏み切

りでの安全の確保、土砂など
を運搬する大型自動車の安全
運転の確保、自動二輪車、原
動機付自転車および自転車の
安全運転の確保、自動車の適
正な運行管理および安全運転
の管理の確保、車両の安全整
備の励行、道路交通環境の整
備改善、以上のようなことが
この秋の運動目標となつてい
ます。

事故の防止は、運転者はも
ちろん、歩行者の一人一人が
交通安全に十分な関心をもち

お互いに注意することが、大
切です。

水道工事の財源及工事の明細

財源

起	債	11,000千円
自	資	2,927千円
そ	他	3,045千円
合	計	16,972千円

事業明細

さ	工	2,697千円
取	事	1,927千円
導	事	8,983千円
加	事	1,449千円
電	事	395千円
外	費	186千円
用	計	416千円
合		909千円
		16,972千円

時に、現在水の出が悪い地域

二億六千七百五十万円です。

切です。

選挙のルール

河内村選管委員会

はげしいファイトがぶつかりあり、スポーツに、意外にケガが少ないのはなぜでしょうか。それはスポーツには、それぞれのルールというものがあるからです。このルールがあるから、秩序正しく試合が運ばれ、みんなが楽しくスポーツに参加できることです。

選挙にルールがあるのも、同じような趣旨にもとづくもので、候補者はもちろんのことですが、有権者の方もこのルールを守らなければ公正な選挙は行なわれません。

◇ 有権者側のルール

ところで、選挙権を得てはじめての選挙でハリ切つて、名前が名簿にのっていなかたので投票できなかったのに、選挙のとき、うかり抜きをもらわされ、選挙違反事件の参考人として何度も警察に呼び出され、ひどい目にあった。こんな苦い経験をもった人が、案外多いのではないかでしょう。しかし有権者のルールは、選挙のときのルールだけではありません。つね日頃から守るべきルールがあるのです。たとえば、お祭り、盆踊りなどに議員などに富むをもらいに行ったり、就職の世話を依頼したり事業のあっせんを頼んだり、このようなことを平気でやっていません。しかし、こうしたことは、ふだんは法律で禁止されています。日常生活においても自分に誇りをもつて、あるいは、こんなことは法律で禁止しなくとも、充分わかつていることなのです。

小作料が改定されました 42.9.1から

農林省は、法定小作料を十二年ぶりに改定しました。これによりますと、田は4倍、畑は2.5倍に引き上げ、9月1日から実施いたします。

最近の農家は、生産の近代化、農作物の値上がり、経済の成長は著しく進展しているのに対し、十二年間据置いたままだった法定小作料を比較した場合、あまりにも低過ぎ不公平が目立ちます。

今度の改定によって、小作料最高限額を統制する制度を廃止して、農地の地代を現状で流動化をはかり、農家経営規模の拡大、協業化の推進など、構造政策の展開を進めます。

候補者側のルール

候補者側にも、選挙のとき、それぞれ守るべきルールがあります。有権者に運動のためにお金をやつたり、酒食をふるまつたり、その一つをお互いに考へてみるべきです。いずれにしても、このルールの底を流れれる考え方があります。つまり選挙は競争であります。しかし、こうしたことは、ふだんは法律で禁止されています。日常生活においても自分に誇りをもつて、あるいは、こんなことは法律で禁止しなくとも、充分わかつていることなのです。

意外にケガが少ないのはなぜでしょうか。それはスポーツには、それぞれのルールといふものがあるからです。このルールがあるから、秩序正しく試合が運ばれ、みんなが楽しくスポーツに参加できることです。

選挙にルールがあるのも、同じような趣旨にもとづくもので、候補者はもちろんのことですが、有権者の方もこのルールを守らなければ公正な選挙は行なわれません。

◇ 有権者側のルール

ところで、選挙権を得てはじめての選挙でハリ切つて、名前が名簿にのっていなかたので投票できなかたのに、選挙のとき、うかり抜きをもらわされ、選挙違反事件の参考人として何度も警察に呼び出され、ひどい目にあった。こんな苦い経験をもった人が、案外多いのではないかでしょう。しかし有権者のルールは、選挙のときのルールだけではありません。つね日頃から守るべきルールがあるのです。たとえば、お祭り、盆踊りなどに議員などに富むをもらいに行ったり、就職の世話を依頼したり事業のあっせんを頼んだり、このようなことを平気でやっていません。しかし、こうしたことは、ふだんは法律で禁止されています。日常生活においても自分に誇りをもつて、あるいは、こんなことは法律で禁止しなくとも、充分わかつていることなのです。

全県下

犬の放し飼い禁止

県の「飼い犬取締条例」が改正され、名前も「飼い犬管理条例」となり、昨年の十月一日から、すでに施行されています。

「飼い犬管理条例」施行

一日から、すでに施行されています。

41.10.1から

おりました。

これは放し飼いによる犬の事故を防ぎ、公衆衛生を守る

のがねらいで、とくに狂犬病防止が最大の目的です。

改正の主な点は、○今まで一部放し飼いが認められていましたが、これが全面禁止された。○放し飼いに

してはいる場合は、野良犬とみなし適應なく捕獲する。○捕獲した犬は三日間、保健所で飼っておき、飼い主の申し出があれば返すが、そのさいの手数料が二百円。一日のエサ代が百円支払いしなければならない。○放し飼い禁止に違反した場合は一万円以下の罰金に処す……など。

したがって犬を飼う場合は、狂犬病予防法にしたがって、

従来どおり登録と、毎年一度の狂犬病予防注射を受けたうえに、つながなければ飼えなくなるのです。

しかし、野良犬を撲滅しなければ条例の趣旨は生かされないばかりか、一般愛犬家に対する放し飼い禁止も徹底しないでからうか。

愛犬家の皆さんも、狂犬病予防法、飼い犬管理条例に基づいて責任ある犬の飼い方を望まれます。

この日を中心として一週間

前日、新橋から浜浜まで二十九キロを汽車一隻、はじめて汽車が走った日です。

いまから五十五年前の今日、

いまから五十五年前の今日、新橋から浜浜まで二十九キロを汽車一隻、はじめて汽車が走った日です。

14日

この日を中心として一週間

15日

この日を中心として一週間

16日

この日を中心として一週間

17日

この日を中心として一週間

18日

この日を中心として一週間

19日

この日を中心として一週間

20日

この日を中心として一週間

21日

この日を中心として一週間

22日

この日を中心として一週間

23日

この日を中心として一週間

24日

この日を中心として一週間

25日

この日を中心として一週間

26日

この日を中心として一週間

十月の納期

十月三十一日まで

10月の新聞週間

法の日

10月1日

新聞週間

10月7日

体育の日

10月10日

三年前の今日

10月14日

第十八回東京オリンピックが十五日間にわたって、東京で行なわれました。

10月15日

わたくって、東京で行なわれました。

10月16日

鉄道記念日

10月17日

いまから五十五年前の今日、

10月18日

前日、新橋から浜浜まで

10月19日

二十九キロを汽車一隻、はじめて汽車が走った日です。

10月20日

この日を中心として一週間

10月21日

この日を中心として一週間

10月22日

この日を中心として一週間

10月23日

この日を中心として一週間

10月24日

この日を中心として一週間

10月25日

この日を中心として一週間

10月26日

この日を中心として一週間

10月27日

この日を中心として一週間

10月28日

この日を中心として一週間

10月29日

この日を中心として一週間

10月30日

この日を中心として一週間

10月31日

この日を中心として一週間

11月1日

この日を中心として一週間

11月2日

この日を中心として一週間

11月3日

この日を中心として一週間

11月4日